

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17038

研究課題名（和文）ビッグデータ時代における表現の自由とプライバシーに関する日米欧比較法研究

研究課題名（英文）A Comparative Legal Study of Freedom of Expression and Privacy in the Age of Big Data

研究代表者

成原 慧 (Narihara, Satoshi)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：40647715

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：ビッグデータの利活用を進めるため個人情報保護法制や情報通信法制の立法や解釈の見直しが求められているが、その際には、民主主義や個人の自律など表現の自由とプライバシーに通底する価値に立脚しつつ、両者の緊張と連関の両面を考慮して法制度およびアーキテクチャの設計を行う必要がある。また、ビッグデータ時代にはプラットフォーム事業者等がアーキテクチャの設計・運用を通じて表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合する一次的な判断を担う場面が増大するが、裁判所等の国家機関は、利用者等の異議申し立ての機会を確保した上で、両者の根底にある価値を指針として一次的な判断を統制する二次的な判断を行うことが期待される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ビッグデータ時代における表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合し、両者を実効的に保障するための制度設計の枠組みと指針原理を提示することにより、両者の価値を単に比較衡量するだけでなく、両者に通底する価値に立脚して両者の統合的な保障の枠組みを提示した点で、独自の学術的意義を有している。また、本研究の成果は、今後の我が国において表現の自由とプライバシーの調整・統合を図る上で一次的な担い手となるプラットフォームに関する法制度設計を行う上でも、有用な指針となり得るものである。

研究成果の概要（英文）：It is necessary to design legal systems and architectures that address both the tensions and collaborations between freedom of expression and privacy, taking into account the fundamental values of freedom of expression and privacy such as democratic participation and individual autonomy. In the age of big data, various intermediaries and platform businesses can make primary judgements in coordinating and integrating the values of freedom of expression and privacy through the design and operation of architectures, while courts and other government institutions are expected to ensure the opportunities for users and third parties to challenge the primary decisions and make secondary judgements in controlling the primary decisions, referring to the fundamental values of freedom of expression and privacy as guiding principles.

研究分野：情報法

キーワード：表現の自由 プライバシー 個人情報 パーソナルデータ ビッグデータ アーキテクチャ プラットフォーム 媒介者

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

今日では国境を越えて大量の情報が流通する「ビッグデータ時代」が到来しつつあり、表現の自由およびプライバシーの個人的・社会的価値が増大するとともに、表現の自由とプライバシーの間に両義的な関係が見出せるようになってきている。

第一に、表現の自由とプライバシーの間の緊張関係がグローバルな規模で顕在化している。従来から出版メディアなどの表現の自由・知る権利とプライバシーとの利益衡量のあり方が問われてきたが、近年では、2014年に欧州司法裁判所が「忘れられる権利」を実質的に認める先決判決を下すなど、プライバシー・個人情報保護を強化する欧州と、表現の自由やイノベーションを重視する米国の間で緊張関係が強まっており、グローバルな規模で表現の自由とプライバシーの熾烈な衝突がみられるようになってきている。

第二に、ネット監視の問題などを背景に、表現の自由とプライバシーの連関構造が改めて意識されるようになってきている。米国では、2013年にエドワード・スノーデンが、国家安全保障局(NSA)によるPRISM等の監視プログラムを暴露したことなどを受けて、国家による大規模ネット監視の合憲性・適法性について論争が展開される中で、表現の自由とプライバシーの密接な連関が論じられるようになってきている。

このような欧米の動向も背景に、我が国でも、個人情報保護法の改正や憲法・電気通信事業法で保障された通信の秘密の解釈の再検討などに伴い、表現の自由とプライバシーの間の緊張と連関が問われる場面が増大している。だが、表現の自由とプライバシーの間の緊張と連関の両面を包括的に検討し、両者の価値を調整・統合するための制度設計の枠組みや指針原理を探索する研究はほとんど未開拓の状態にある。

以上のような背景と問題意識を踏まえ、研究代表者は、ビッグデータ時代における表現の自由とプライバシーの間の緊張および連関の構造を明らかにした上で、表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合し、両者を実効的に保障するための制度設計の枠組みと指針原理を提示する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ビッグデータ時代における表現の自由とプライバシーの間の緊張および連関の構造を明らかにした上で、関連する他の権利や利益にも配慮しつつ、表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合し、両者を実効的に保障するための制度設計の枠組みと指針原理を提示することである。

3. 研究の方法

以上の目的を達成するため、本研究では、表現の自由とプライバシーに関する日米欧の法制度、判例、自主規制、学説等を比較法的に検討することにより、表現の自由とプライバシーの緊張と連関の構造を分析した上で、両者を調整・結合する制度設計の枠組みと指針原理を探索し、我が国の情報通信法制への示唆を明らかにしてきた。

具体的には次のステップで研究を進めてきた。

- (1) 表現の自由とプライバシーの間の緊張関係を分析し、両者の調整手法を明らかにする。
- (2) 表現の自由とプライバシーの連関構造を解明し、両者の保障を統合的に把握する。
- (3) 表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合し、両者を実効的に保障するための制度設計の枠組みと指針原理を提示する。
- (4) 上記の研究成果に基づき、我が国の情報通信法制への示唆を提起する。

4. 研究成果

研究の結果、以下の成果が得られた。

- (1) 表現の自由とプライバシーの間の緊張関係を分析し、両者の調整手法を明らかにする。
検索結果の削除などの場面において表現の自由とプライバシーの間の緊張関係が顕在化していることを明らかにした上で、日米欧の判例等を検討し、両者の調整を担う媒介者と裁判所の役割に着目して、両者の調整手法のあり方を模索した。

米国では、通信品位法 230 条に基づき米国の裁判所は、利用者等の投稿した情報について各種のプラットフォーム事業者に広範な免責を認めることなどにより、表現の自由が実質的により手厚く保障される一方で、プライバシーの保護が困難になっている側面があることを明らかにした。他方で、欧州では、データ保護法制によるプラットフォーム事業者の規制が強化されることを通じて、プライバシー・個人データの保護が強化されている反面で、「忘れられる権利」の適用範囲のあり方などをめぐって、表現の自由とプライバシーとの調整が求められている場面があることも明らかにした。

日本法に関しては、人格権に基づく検索結果の削除の判断基準を示した平成 29 年最高裁決定および同決定以降の関連する裁判例について検討することにより、検索結果削除に関する論点を整理し、論文を公表した。その結果、平成 29 年最決では、表現の自由とプライバシーの価値の調整を担う検索事業者の役割と性質を踏まえ、検索結果の削除に慎重な基準が示されたことを明らかにした。また、下級審の裁判例により同決定の示した基準が具体化され、裁判所と検索事業者により表現の自由とプライバシーの調整が図られるようになってきている反面で、下級審の

裁判例において、同決定の示した基準、特に「明らか」要件の意味についての解釈ないし理解は必ずしも統一されておらず、また、検索結果の削除が事前抑制に当たるかについても見解が分かれており、基準の統一化と精緻化が求められることを明らかにした。

(2) 表現の自由とプライバシーの連関構造を解明し、両者の保障を統合的に把握する。

プライバシーの意義と価値について論じた米国の情報法学者ダニエル・ソロブの著書を翻訳するとともに、ソロブらの議論を参照しつつ、ビッグデータ時代におけるプライバシー権の価値・機能について検討を行い、報告を行った。その結果、ビッグデータ時代においてプライバシー権は、民主政のプロセスを萎縮効果から防御するなど、表現の自由と重なる価値・機能を有している側面とともに、個人を意思決定の操作や差別のリスクから保護するなど、伝統的な表現の自由の価値・機能と異なる独自の価値・機能を有している側面があることを明らかにした。

また、フェイクニュースに関する法的問題について比較法的な検討を行い、論文を公表した。その結果、今日ではパーソナルデータに基づくターゲティング広告等を利用して国民の投票行動の誘導が試みられているようになっているが、表現の自由を尊重しつつ、かかる手法による民主政治のプロセスの操作に対抗する上では、ネット利用者のプライバシー・個人情報の保護が有効な場面があることを明らかにするなどして、プライバシーが、表現の自由と同様に、民主主義のプロセスを維持・促進するという公共的な機能を果たしうる実例を示した。

その上で、日米欧の個人情報保護法制を比較検討するシンポジウムにおいて米国の個人情報保護法制の意義と課題について報告し、その成果を論文として公表した。その結果、従来の米国では表現の自由との兼ね合いもあり個人情報等の保護の強化に慎重な姿勢がとられてきたが、近年では、パーソナルデータの分析・利用が民主政プロセスの操作につながるリスクなどが懸念され、民主政プロセスの維持・促進という表現の自由と重なる価値を図る見地などから、個人情報等の保護の強化を求める議論や法改正・法執行の動向も有力になっているという知見を得た。

(3) 表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合し、両者を実効的に保障するための制度設計の枠組みと指針原理を提示する。

以上の研究を踏まえ、研究成果を整理し、以下のような知見を得た。

第一に、ビッグデータ時代における表現の自由とプライバシーとの間には、「忘れられる権利」が争われる場面のように両者が対立する場面とともに、監視による萎縮効果に対抗する場面のように両者が協働する場面もあり、このような両者の関係の二面性を踏まえ、立法による法制度設計、司法による法解釈・適用、さらに媒介者・プラットフォーム事業者によるアーキテクチャの設計・運用を通じて、透明性・説明責任と当事者の参加の機会を確保しつつ、両者の価値の調整・統合を図ることが求められるとの知見を得た。

第二に、情報通信技術の発展などに伴い表現の自由やプライバシー権など情報に関する人権が一定の制度やアーキテクチャの構築に依存する場面が拡大しつつある一方、表現の自由やプライバシー権の核心には、既存の制度やアーキテクチャに異議申立てを行い、再構築を求める「脱構築への権利」としての機能を見出すことができ、このような機能は今後のビッグデータ時代において個人の自律と民主主義を維持する上で重要な役割を果たし得るとの展望を示した。

第三に、表現の自由とプライバシーを調整・統合する上でも重要な役割を果たすようになっているプラットフォーム事業者に対する規制のあり方について検討し、論文を公表した。論文では、プラットフォーム事業者には、情報流通の媒介者、データの集積者、アーキテクチャの設計者の3側面を見出すことができ、複数の側面の間の関係性と距離を分析することにより、プラットフォームの規制と責任のあり方を方向づけることができるという知見を示した。

以上の知見を踏まえ、ビッグデータの利活用を進めるため個人情報保護法制や情報通信法制の立法や解釈の見直しが求められているが、その際には、民主主義や個人の自律など表現の自由とプライバシーに通底する価値に立脚しつつ、両者の緊張と連関の両面を考慮して法制度およびアーキテクチャの設計を行う必要があるということを明らかにした。また、ビッグデータ時代にはプラットフォーム事業者等がアーキテクチャの設計・運用を通じて表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合する一次的な判断を担う場面が増大するが、裁判所等の国家機関は、利用者等の異議申し立ての機会を確保した上で、両者の根底にある価値を指針として一次的な判断を統制する二次的な判断を行うことが期待されることを示した。

(4) 上記の研究成果に基づき、我が国の情報通信法制への示唆を提起する。

(3)で明らかにした制度設計の枠組みと指針原理を踏まえ、我が国の情報通信法制への示唆を整理した。

第一に、我が国の個人情報保護法制における表現の自由や報道の自由に関連する規定ならびに関連する判例・学説等を検討することにより、個人情報保護と報道の自由や知る権利の価値を調整・統合する見地から、裁判所、行政機関、民間事業者の役割分担を考慮しつつ、行政機関個人情報保護法における個人情報の開示請求等および行政機関非識別加工情報の提供に関する規定の解釈論を示した。

第二に、海賊版サイトのブロックが通信の秘密等との関係で有する問題について検討し、

論文を公表した。その結果、今日において日本法の通信の秘密は、通信の内容のみならずメタデータも保護することにより、インターネット利用者のプライバシーを広く保護するとともに、政府や媒介者による通信の遮断に厳格な制限を課すことにより、インターネットを利用した表現の自由の保障を裏付ける機能を有していることを明らかにした。一方、情報通信産業のレイヤー化・グローバル化の進展に対応して、表現の自由とプライバシーの保障の実効的な保障を実現するために通信の秘密に関する法制度の見直しが求められる場面があることも明らかにした。

本研究は、ビッグデータ時代における表現の自由とプライバシーの価値を調整・統合し、両者を実効的に保障するための制度設計の枠組みと指針原理を提示することにより、両者の価値を単に比較衡量するだけでなく、両者に通底する価値に立脚して両者の統合的な保障の枠組みを提示した点で、独自の学術的意義を有している。また、本研究の成果は、今後の我が国において表現の自由とプライバシーの調整・統合を図る上で一次的な担い手となるプラットフォームに関する法制度設計を行う上でも、有用な指針となり得るものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 成原慧	4. 巻 2019-5
2. 論文標題 ソーシャルメディアのアーキテクチャと表現の自由	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国立国会図書館「ソーシャルメディアの動向と課題：科学技術に関する調査プロジェクト報告書」	6. 最初と最後の頁 45-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小倉 秀夫, 赤松 健, 上沼 紫野, 成原 慧, 橋本 和明, 林 いづみ, 福井 建策, 別所 直哉, 前田 哲男, 丸橋 透, 村尾 治亮, 森 亮二	4. 巻 37
2. 論文標題 パネルディスカッション「プロッキングを巡る解釈論と立法論」(特集 海賊版サイト対策とプロッキング)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法とコンピュータ	6. 最初と最後の頁 51-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 81
2. 論文標題 アメリカにおけるプライバシーと個人情報保護法制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 199-207
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 65-4
2. 論文標題 プラットフォームはなぜ情報法の問題になるのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 54-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 86-3
2. 論文標題 「法に従わない自由」と「アーキテクチャに従わない自由」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 687-707
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 453
2. 論文標題 海賊版サイトのブロッキングをめぐる法的問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 45-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧、工藤郁子、生貝直人、小林史明	4. 巻 1132
2. 論文標題 AI社会における個人/パーソンとデータの主体 (パーソナルデータ+ 研究会シンポジウム記録 第2セッション AI社会のパーソナルデータ法制に向けて)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 55-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 1
2. 論文標題 インターネット法の形成と展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア法研究	6. 最初と最後の頁 115-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 772
2. 論文標題 フェイクニュースの憲法問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 18-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 1100
2. 論文標題 パーソナルデータとアーキテクチャの関係をめぐる試論 プライバシー・ナッジとプライバシー・パイ・デザインを題材にして	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 9-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成原慧	4. 巻 2016
2. 論文標題 アーキテクチャ論の行方 大屋雄裕会員への応答	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 125-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件 (うち招待講演 7件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Satoshi NARIHARA
2. 発表標題 Privacy Protection in Japan and its Contemporary Challenges
3. 学会等名 Asia Privacy Bridge Forum (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 インターネット上のヘイトスピーチとその対応策 大阪市ヘイトスピーチ対処条例に関する課題の検討を中心にして
3. 学会等名 世界人権問題研究センター インターネットと人権研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 AIが媒介する社会に向けた法・政策
3. 学会等名 2018年社会情報学会(SSI)学会大会(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 海賊版サイトのブロッキングをめぐる法的問題 公法上の問題を中心に
3. 学会等名 2018年度九州公法判例研究会春季研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 AI・ロボット法の可能性と課題 情報法の経験と示唆を踏まえて
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第18回研究大会 第12分科会「AI・ロボットと情報処理技術と法学」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 プライバシーはなぜ必要なのか？－「プライバシーなんていらない!？」という問いから考える
3. 学会等名 第3回情報法セミナーin京都（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 成原慧（コーディネータ）、林紘一郎、松尾陽、水野祐（パネリスト）
2. 発表標題 第10分科会「IoT・ビッグデータ・AI時代の情報法の可能性と課題」
3. 学会等名 2017年情報ネットワーク法学会研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 人格権に基づき検索結果の削除等を求めることができるかどうか争われた事例：大阪高判平成27年2月18日（平成26（ネ）2415号）判例集未掲載
3. 学会等名 東北大学公法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 プライバシー／パーソナルデータとアーキテクチャの関係をめぐる試論
3. 学会等名 第2回パーソナルデータ＋ 研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 熟議民主主義からアーキテクチャの設計へ（ワークショップ「社会情報学におけるキャス・サンスティーン再考」）
3. 学会等名 2016年社会情報学会研究大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 『表現の自由とアーキテクチャ』の意味とコンテクスト
3. 学会等名 国際公共経済学会・次世代研究部会第4回夏合宿「仙台一番町会議」（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 AI・ロボット法の方法論について（WS「人工知能（AI）/ロボットと法」）
3. 学会等名 日本法哲学会2016年度学術大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 インターネット法の回顧と展望
3. 学会等名 メディア法研究会発足記念公開シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 成原慧
2. 発表標題 アーキテクチャの設計と価値選択（パネルディスカッション「人と新技術が織りなす新しい社会基盤の価値システムと制度の将来展望」）
3. 学会等名 国際公共経済学会第31回研究大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 南野森（編）、成原慧ほか（著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 320
3. 書名 〔新版〕法学の世界	

1. 著者名 稲正樹、成原慧ほか（著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 266
3. 書名 法学入門	

1. 著者名 クリス・フーフナグル（著）、成原慧ほか（訳）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 288
3. 書名 アメリカプライバシー法 連邦取引委員会の法と政策	

1. 著者名 山本龍彦（編）、成原慧ほか（著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本経済新聞出版社	5. 総ページ数 480
3. 書名 AIと憲法	

1. 著者名 ダニエル・ソロブ（著）、大島義則 = 松尾剛行 = 成原慧 = 赤坂亮太（共訳）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 268
3. 書名 プライバシーなんていない!? 情報社会における自由と安全	

1. 著者名 成原慧	4. 発行年 2016年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 380
3. 書名 表現の自由とアーキテクチャ 情報社会における自由と規制の再構成	

1. 著者名 松尾陽（編著）、稲谷龍彦（著）、片桐直人（著）、栗田昌裕（著）、成原慧（著）、山本龍彦（著）、横大道聡（著）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 265 (33 - 63)
3. 書名 アーキテクチャと法 法学のアーキテクチャな転回?	

1. 著者名 北田暁大(編著)、神野真吾(編著)、竹田恵子(編著)、志田陽子(著)、成原慧(著)、韓東賢(著)、明戸隆浩(著)、岸政彦(著)、清水晶子(著)、仁平典宏(著)、間庭大祐(著)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 フィルムアート社	5. 総ページ数 352(35-56)
3. 書名 社会の芸術/芸術という社会 社会とアートの関係、その再創造に向けて	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----